

尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る実施計画審査書等の縦覧について

尼崎市は、尼崎市環境影響評価等に関する条例第10条第1項の規定に基づき提出のあった「尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価実施計画書」について、尼崎市環境影響評価審議会の意見を尊重しつつ、審査を行ったので、同条例第13条第3項の規定に基づき「実施計画審査書」及び「審議会意見書」の写しの縦覧を行います。

1 事業概要

(1) 事業者

名称 尼崎市

代表者名 尼崎市長 稲村 和美

所在地 尼崎市東七松町1丁目23番1号

(2) 事業名

尼崎市新ごみ処理施設整備事業

(3) 事業予定地

尼崎市大高洲町8番地

(4) 事業内容・目的

現行のごみ処理施設（クリーンセンター第1工場・第2工場、資源リサイクルセンター、し尿処理施設など）の老朽化に伴い、新たな施設に建て替えるものであり、市内の一般家庭や事業所から排出される一般廃棄物（し尿含む）を適正に処理しつつ、廃棄物に含まれる資源を回収することなどを目的としたものです。

2 縦覧

(1) 縦覧期間

令和2年12月10日から令和2年12月23日まで（開庁時間中のみ）

(2) 縦覧場所

尼崎市役所中館9階（環境創造課）、尼崎市政情報センター、各地域振興センター、園田東会館、各サービスセンター、各保健福祉センター、各図書館

(3) その他

尼崎市 HP (https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/kankyo/tosi_kogai/1022233/1022838/1023719.html)

3 今後の予定

事業者は実施計画審査書にある環境の保全の見地からの意見を考慮して、実施計画書に検討を加え、環境影響評価の項目や調査・予測・評価の手法を選定したうえで、環境影響評価を行います。

なお、環境影響評価の結果については、環境影響評価準備書として令和4年7月頃に提出される予定となっています。

【参考】

環境影響評価（環境アセスメント）制度とは、一定規模以上の事業を実施する際に、事業者自らがあらかじめその事業が環境にどのような影響を及ぼすのかを調査・予測・評価し、その結果を公表することで、住民などの意見を聴きながら環境の保全・創造について適切な配慮を行い、事業計画に環境の保全のための措置を適切に反映させるための制度です。

尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る実施計画審査書

令和2年11月13日
尼崎市

尼崎市環境影響評価等に関する条例に基づき令和 2 年 8 月 20 日に提出のあった「尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価実施計画書」について、尼崎市環境影響評価審議会の意見を尊重しつつ、審査を行ったので、環境の保全の見地からの意見を次のとおり述べる。

1 尼崎市新ごみ処理施設整備事業の概要・目的

尼崎市新ごみ処理施設整備事業（以下「事業」という。）は尼崎市における既存のごみ処理施設（焼却施設、破碎・選別施設、し尿処理施設等）の老朽化に伴い、新たにごみ処理施設に建て替えを行うとともに、新たにごみ処理施設の供用により市民や事業者が排出する一般廃棄物（し尿を含む）を適正に処理しつつ、排出された一般廃棄物に含まれる資源を回収すること等を目的としたものである。

2 意見

（1）全般的事項

ア 事業特性を踏まえた環境影響評価の実施

現時点では、工事の工程や施設・設備の構造・配置、焼却施設の規模などの詳細な条件が決定していないことから、これらの条件を可能な限り明らかにしたうえで、環境影響評価を実施するとともに、実行可能な範囲でできる限り環境負荷を回避・低減するための措置を検討すること。なお、環境影響評価の実施までに事業特性が定まらないものがある場合には、最も環境影響が大きくなる条件等を含め様々な選択肢を想定して、環境影響評価を実施すること。

イ 環境影響評価項目の選定

既存のごみ処理施設の建て替えであることや事業予定地が工業専用地域（周辺に住環境がない）であること、過去からの苦情の有無等にとらわれることなく、事業計画の策定に伴い、新たな環境影響が生じるおそれがあることが明らかとなった場合には、必要に応じて、手法の見直しや追加的な項目の選定を行うこと。

ウ 環境影響評価項目の区分

環境影響評価項目を保全措置項目として区分する場合には、環境影響が軽微である、または類似事例により影響の程度が明らかであるなど、その理由・根拠を示すことが必要であることに留意し、事業の実施により生じるおそれのある環境影響とこれらを回避・低減するための措置を具体的に示すこと。

エ 地域住民の参加

環境保全の観点からよりよい事業とするため、地域住民の意向を積極的に把握するための措置を講じるとともに、その内容を十分考慮し、必要に応じて事業計画に反映させること。

オ まちづくりに関する計画・方針等との整合

事業を実施するにあたっては、事業と関係するまちづくりに関する計画・方針等を確認し、これらの計画・方針等との整合を図ること。

(2) 個別事項

ア 水質・地下水質

事業予定地は土壌汚染のおそれがあることから、施設の解体・建築に伴う掘削により発生する湧水等の排水の処理・管理方法とできる限り環境影響を回避・低減するための措置を具体的に示すこと。また、掘削時の地下水質の監視方法やできる限り環境影響を回避・低減するための措置を具体的に示すこと。

施設の供用時に事業予定地内において発生が想定される排水の種別を明らかにするとともに、各排水の処理工程とできる限り環境影響を回避・低減するための措置を具体的に示すこと。

イ 騒音・振動

工事関係車両や施設関係車両の主な走行ルートにおいて、交通渋滞が発生しやすい箇所が含まれていることから、交通渋滞を悪化させないための措置を検討するとともに、車両の走行に起因する騒音・振動をできる限り回避・低減するための措置を具体的に示すこと。

ウ 土壌汚染

事業予定地は土壌汚染のおそれがあることから、想定する土壌汚染の状況に対して、できる限り環境影響を回避・低減するための措置を具体的に示すこと。

エ 廃棄物・資源循環

工事中に発生する廃棄物については、国のリサイクル関連の計画等を踏まえつつ、がれき類だけでなくプラスチック類を資源化するための措置を具体的に示すこと。

オ 風害

既存のごみ処理施設と同様の規模であったとしても、施設の配置等が現状と変わる場合には、風に関する環境も変化する可能性があるため、環境影響評価項目として選定しない理由を明らかにすること。

カ 景観

尼崎市の景観計画（尼崎市都市美形成計画）では幹線道路等沿道や河川沿いは都市美の形成上重要な地域として位置付けられているため、これらの場所からの眺望についても評価すること。

(3) その他

施設の解体・建設に伴う粉じんや騒音等への対策を徹底するとともに、苦情等が発生した場合には適切に対応すること。

尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価実施計画書について（答申）

【審議会意見書】

令和2年11月6日
尼崎市環境影響評価審議会

尼崎市環境影響評価等に関する条例に基づき令和2年9月7日に尼崎市長から意見を求められた「尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価実施計画書」について、技術的・専門的な見地から審議を行ったので、次のとおり意見を述べる。

1 尼崎市新ごみ処理施設整備事業の概要・目的

尼崎市新ごみ処理施設整備事業（以下「事業」という。）は尼崎市における既存のごみ処理施設（焼却施設、破碎・選別施設、し尿処理施設等）の老朽化に伴い、新たにごみ処理施設に建て替えを行うとともに、新たにごみ処理施設の供用により市民や事業者が排出する一般廃棄物（し尿を含む）を適正に処理しつつ、排出された一般廃棄物に含まれる資源を回収すること等を目的としたものである。

2 意見

（1）全般的事項

ア 事業特性を踏まえた環境影響評価の実施

現時点では、工事の工程や施設・設備の構造・配置、焼却施設の規模などの詳細な条件が決定していないことから、これらの条件を可能な限り明らかにしたうえで、環境影響評価を実施するとともに、実行可能な範囲でできる限り環境負荷を回避・低減するための措置を検討すること。なお、環境影響評価の実施までに事業特性が定まらないものがある場合には、最も環境影響が大きくなる条件等を含め様々な選択肢を想定して、環境影響評価を実施すること。

イ 環境影響評価項目の選定

既存のごみ処理施設の建て替えであることや事業予定地が工業専用地域（周辺に住環境がない）であること、過去からの苦情の有無等にとらわれることなく、事業計画の策定に伴い、新たな環境影響が生じるおそれがあることが明らかとなった場合には、必要に応じて、手法の見直しや追加的な項目の選定を行うこと。

ウ 環境影響評価項目の区分

環境影響評価項目を保全措置項目として区分する場合には、環境影響が軽微である、または類似事例により影響の程度が明らかであるなど、その理由・根拠を示すことが必要であることに留意し、事業の実施により生じるおそれのある環境影響とこれらを回避・低減するための措置を具体的に示すこと。

エ 地域住民の参加

環境保全の観点からよりよい事業とするため、地域住民の意向を積極的に把握するための措置を講じるとともに、その内容を十分考慮し、必要に応じて事業計画に反映させること。

オ まちづくりに関する計画・方針等との整合

事業を実施するにあたっては、事業と関係するまちづくりに関する計画・方針等を確認し、これらの計画・方針等との整合を図ること。

(2) 個別事項

ア 水質・地下水質

事業予定地は土壌汚染のおそれがあることから、施設の解体・建築に伴う掘削により発生する湧水等の排水の処理・管理方法とできる限り環境影響を回避・低減するための措置を具体的に示すこと。また、掘削時の地下水質の監視方法やできる限り環境影響を回避・低減するための措置を具体的に示すこと。

施設の供用時に事業予定地内において発生が想定される排水の種別を明らかにするとともに、各排水の処理工程とできる限り環境影響を回避・低減するための措置を具体的に示すこと。

イ 騒音・振動

工事関係車両や施設関係車両の主な走行ルートにおいて、交通渋滞が発生しやすい箇所が含まれていることから、交通渋滞を悪化させないための措置を検討するとともに、車両の走行に起因する騒音・振動をできる限り回避・低減するための措置を具体的に示すこと。

ウ 土壌汚染

事業予定地は土壌汚染のおそれがあることから、想定する土壌汚染の状況に対して、できる限り環境影響を回避・低減するための措置を具体的に示すこと。

エ 廃棄物・資源循環

工事中に発生する廃棄物については、国のリサイクル関連の計画等を踏まえつつ、がれき類だけでなくプラスチック類を資源化するための措置を具体的に示すこと。

オ 風害

既存のごみ処理施設と同様の規模であったとしても、施設の配置等が現状と変わる場合には、風に関する環境も変化する可能性があるため、環境影響評価項目として選定しない理由を明らかにすること。

カ 景観

尼崎市の景観計画（尼崎市都市美形成計画）では幹線道路等沿道や河川沿いは都市美の形成上重要な地域として位置付けられているため、これらの場所からの眺望についても評価すること。

(3) その他

施設の解体・建設に伴う粉じんや騒音等への対策を徹底するとともに、苦情等が発生した場合には適切に対応すること。